

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等<sup>1</sup>の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等<sup>2</sup>

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>3</sup>。  
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>4</sup>。
- ② 消防署は、国及び県からの要請を受けて、最初の感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進める。

---

<sup>1</sup> 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

<sup>2</sup> ワクチンの備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>3</sup> 特措法第10条

<sup>4</sup> 特措法第11条